国際行政書士と考える外国人の採用&活用手法

国際行政書士 メキャリアアセットマネジ 株式会社 株式会社



本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング8F

設立/資本 平成17年8月 50百万円

代表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名 (グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く)

事業内容 ■システム開発

・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム

- ■採用戦略マネジメント
 - ・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート
 - ・新卒採用コンサルティング ・応募受付代行
 - ・アウトプレースメントコンサルティング
- ■各種研修・トレーニングプログラム事業
- ■ペイロールアウトソーシング事業
- ■法務・労務・行政コンサルティング
- ■請負・委託構築コンサルティング
- ■大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可:13-ユ-304211

『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します

GMS海外人材マネジメントサービス





■CAM運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス 【GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト 【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト 【KAJI】



特定技能マッチングサイト 【Intertour】



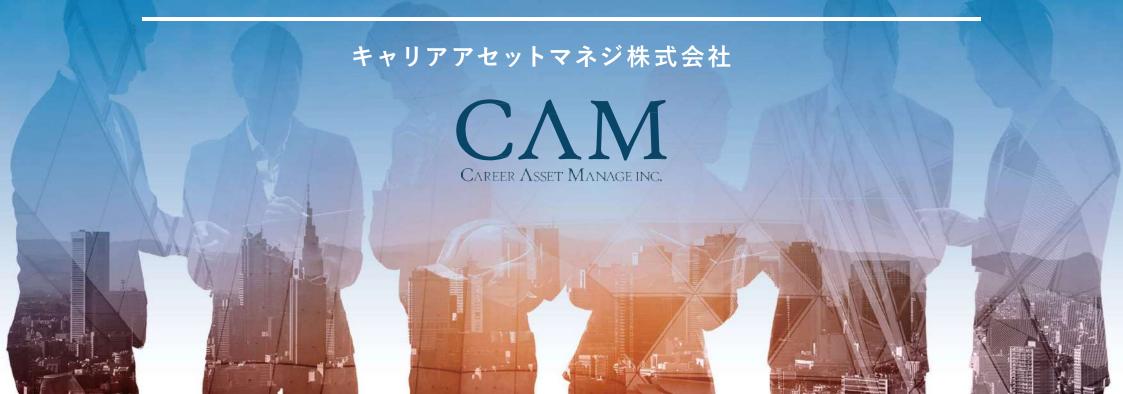
技能実習生研修施設紹介サイト 【トレナビ】



海外情報発信メディア 【海外人材TIMES】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に 価値ある情報を提供してまいります。

国際行政書士と考える外国人の採用&活用手法





講師プロフィール

片平法務経営事務所 代表行政書士

片平 勇介

国際行政書士。2007年8月行政書士登録。

独立後、2012年6月に『国際行政書士 片平法務経営事務所』として、

現在の高田馬場に移転。

商工会議所ほか、セミナー実績全100講演以上。

千葉敬愛大学キャリアセンター 在留資格指導員。

講師プロフィール

キャリアアセットマネジ株式会社

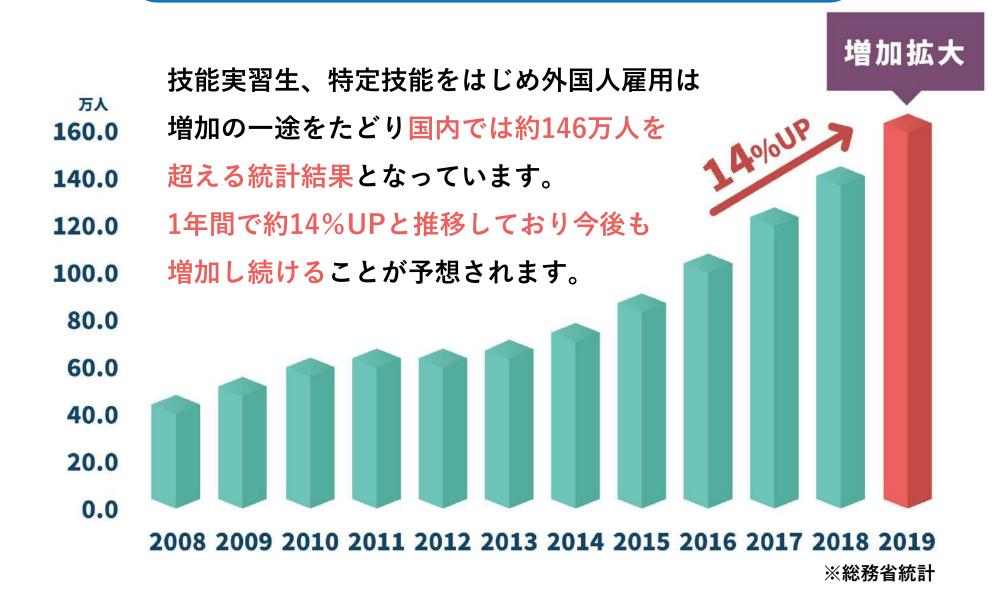
鮫島 慎吾



2008年に人材会社綜合キャリアオプションに入社。 人材紹介会社、派遣会社として新規顧客の開拓、 既存のお客様の採用活動のお手伝い、採用後のフォローを担当。

その後、エリアマネージャーを経て同グループキャリアアセットマネジに転籍。 現在はグループ商材の開発や、海外人材を採用する企業の課題解決を行っている。

国内外国人労働者数





在留資格の種類

ビザの大まかな種類について (就労の可否によるグループ分け)

- アAグループ→日本で制限なく就労できるグループ。 →日本人の配偶者等、永住者等々…
 - ④Bグループ→基本的には就労が認められていない 在留資格グループ。
 - →留学、家族滞在等々・・・・
 - ウCグループ→就労が認められるものの、その内容が特定・限定 されている在留資格のグループ。(いわゆる就労ビザ・ワーキングビザ)
 - →技術・人文知識・国際業務、高度専門職、特定技能等々…

A

制限無く就労・可

- ※身分または地位に係る在留資格
- ・日本人の配偶者等 永住者
- ・永住者の配偶者等 定住者

В

原則・就労不可

- ※資格外活動許可→週28Hのみ就労・可
- ・留学
- ・家族滞在
- ・文化活動 (短期滞在)

就労は認められるが C その内容が 特定・限定されている

- ※所謂、就労ビザ
- ・技術、人文知識、国際業務技能
- ・高度専門職
- ・特定技能
- ・技能実習生

技能実習生(制度)とは?

- ◆開発途上国等の経済発展を図るため、海外から外国人技能実習生を受入れ、 日本で学んだ技能・技術・知識を習得し、技能移転を目的とした国際協力の ための制度。
- ◆2017年11月1日に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に 関する法律に基づいて、新しい技能実習制度が施行。
- ◆行える活動
 - ①技能実習1号→技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動
 - ②技能実習2号→技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
 - ③技能実習3号→技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
- ◆対象職種→85職種156作業(令和3年3月16日現在)

特定技能1号・2号とは?

◆在留資格『特定技能1号』

- ①特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ②特定産業分野(14分野)

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、 航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

- ③在留期間は、1年、6か月又は4か月毎の更新で、通算で上限5年まで
- ④技能水準は試験等で確認(技能実習2号修了者は試験免除)
- ⑤日本語能力水準は、生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号修了者は試験免除)
- ⑥家族の帯同を基本的に認めない ⑦受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
- ⑧特定技能2号への移行→技能水準を確認する試験に合格すること等で移行

◆在留資格『特定技能2号』

- ①特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ②該当する特定産業分野 →建設、造船・舶用工業のみ
- ③在留期間は、3年、1年又は6か月毎の更新
- ④家族の帯同は、要件を満たせば可能(配偶者、子)
- ⑤受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

高度人材 (所謂従来からの『就労ビザ』)とは?

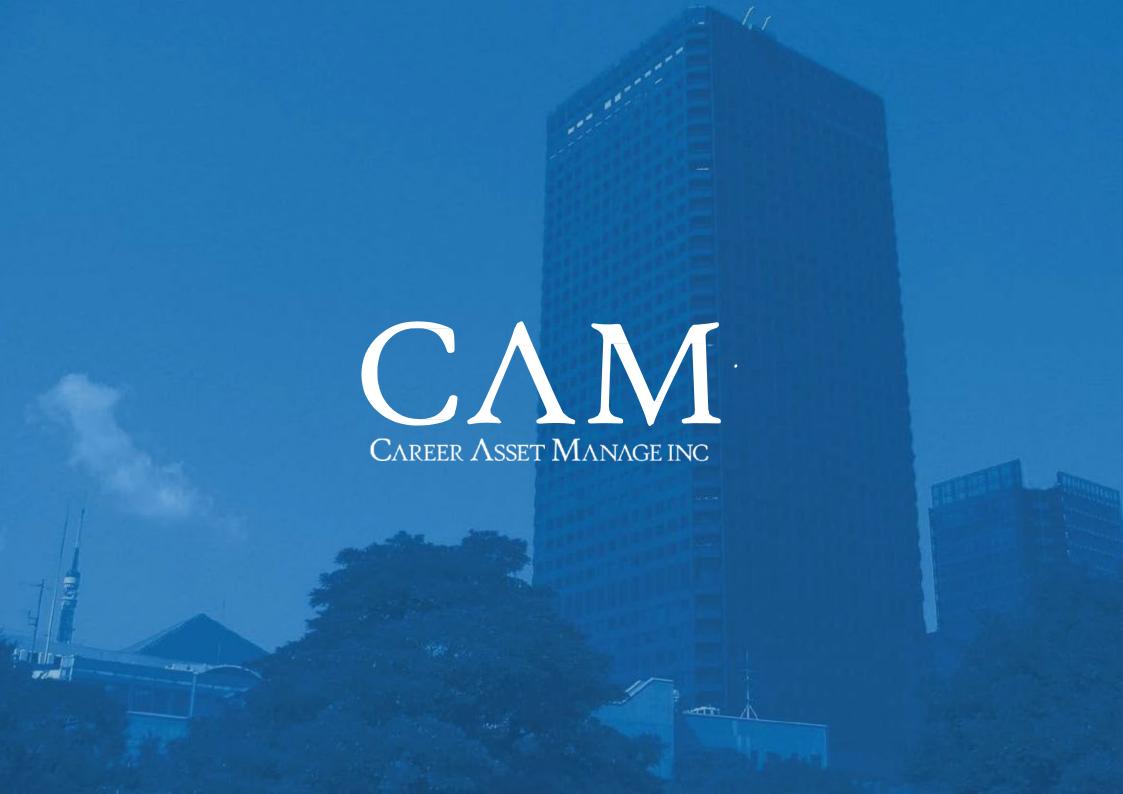
- ◆技術・人文知識・国際業務(高度専門職)
 - ※従事する仕事が、自然科学・人文科学の分野のいずれかに属する学術上の素養を背景とする
 - 一定水準以上の業務であり、大学等の専攻との関連性があることが重要
 - ※当該外国人の持っている思考、または感受性が日本文化の中では育まれないようなものであり、かつ、それがなければできない職務に従事することが重要
 - →機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等、所謂ホワイトカラーのお仕事

◆技能

→外国料理の調理師、スポーツ指導者等

◆介護

→介護福祉士としてのお仕事



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び 国際的な人の往来の再開の状況 (令和3年3月18日現在)



1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等 (全世界対象)

①上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前日14日以内に152の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、 上陸を拒否。

「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次の通り

- 1. 必要な貿易措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの
- 2. 再入国許可(みなし含む)による再入国
- 3. 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- 4. その他人道上の配慮の必要性がある場合 など

②上陸拒否の対象地域以外からの入国

上陸拒否の対象地域以外からの入国については、在外公館において査証の発給を受ける際、貿易措置に 関し、受入企業・団体による誓約書を提出。「短期滞在」は商用目的に限る。

2

国際的な人の往来の再開(二国間)

※この仕組みにより発給された査証については、当分の間、効力を停止し入国不可

レジデンストラック

日本へ入国する場合のフロー

相手国

在外公館での査証発給等申請

(『誓約書は日本側受入企業・団体が作成』)

PCR検査証明取得

(入国前14日間検温実施モニタリング結果より『質問表作成』)

入国

日本国内

空港での検疫・入国審査 質問票・誓約書・検査証明提出 アプリインストール・PCR検査

14日間健康フォローアップ実施

通常活動開始許可

レジデンストラック (コスト例)

イニシャルコスト(入国一時金内訳)						
費用区分	用途	税	単価	人数	回数	金額
《入国前費用》	現地調査費(面接同行費)					
	実習生来日渡航費用(実費にてご請求)	不課税	70,000	1	1	70,000
	在留資格認定証明書作成費	税別	10,000	1	1	10,000
	技能実習計画認定申請手数料	非課税	3,900	1	1	3,900
	送出し機関事前教育費用	不課税	15,000	1	1	15,000
	★入国前PCR検査(実費)	不課税	7,000	1	1	7,000
《入国後費用》	入国後研修費用	税込	75,000	1	1	75,000
	入国後講習手当(1ヶ月目の生活費)	不課税	70,000	1	1	70,000
	入国後健康診断	税込	8,500	1	1	8,500
	配属時国内移動費 (実費)	税込	10,000	1	1	10,000
	技能実習生総合保険 (37 か月分)	非課税	27,570	1	1	27,570
	★空港~隔離宿泊施設 送迎費用	税込	10,000	1	1	10,000
	★隔離宿泊施設 宿泊費15泊 @2200円	税込	33,000	1	1	33,000
	★隔離宿泊施設~集合講習施設 送迎費用	税込	5,000	1	1	5,000
入国一時金総額						344,970

各在留資格の転職について

- ◆技能実習生
 - →基本的に転職不可 ※あくまでも技能実習計画に則って在留しているから…。
- ◆特定技能
 - →転職可
 - ※但し、転職すると必ず在留資格変更許可申請が必要。尚、変更許可後から、転職先での勤務開始OK!
- ◆技人国等(所謂従来からの『就労ビザ』)
 - →転職可
 - ※但し、『Aという会社で○○というお仕事するのでビザ下さい』が変更となるので、 『就労資格証明書交付申請』を行うことが望ましい
- ◆高度専門職1号
 - →転職可
 - ※但し、転職すると必ず在留資格変更許可申請が必要。尚、変更許可後から、転職先での勤務開始OK!
 - ※2号になれば、転職自由(変更申請の必要も無し)

よくある質問「転職」

特定技能外国人が転職しずらい理由



「引き抜き自粛規定」の存在



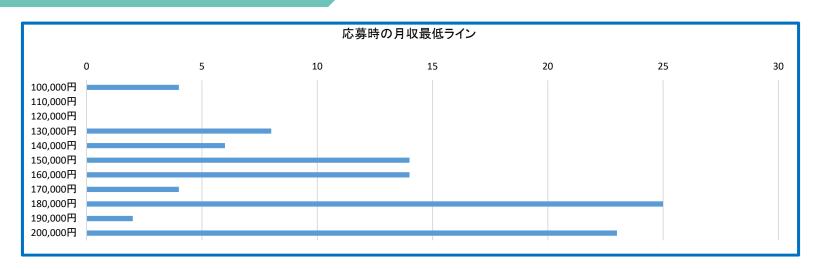
自己都合退職の場合、アルバイトができない



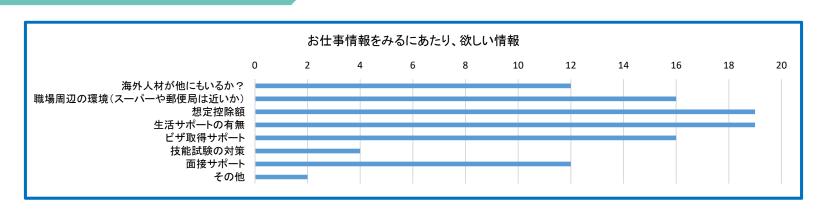
時間のかかる手続、許可が下りない可能性

求職者アンケート

応募時の最低月収ライン(手取り)



募集内容にあると嬉しい内容





活用事例①



日本人での採用が困難

日本人での採用に苦戦、派遣社員で人員不足を補っていたが、 コスト・定着率に課題あり。



技能実習生活用を決め、3年合計で23名の採用に成功。

途中離脱者もなく、継続した活用を決

定。

活用事例②



技能実習活用中だが 採用人数が足りていない

(特定技能企業様の例)

実習生の上限人数を達しているが 増産により人手不足が続く。 また日本人の採用もうまくいかない。



特定技能で15名採用。

残業や休日出勤で補っていた生産量を 適正な時間の中で生産が可能に。

活用事例③



技術の専門職がなかなか採用できない。

理系の大卒技術者を日本人で探していたが、 人材紹介料が高く、定着にも不安があった。



技術・人文知識・国際業務で3名の採用に成功。 技能実習とのコミュニケーションも増え、 会社全体の活性化、生産性向上に繋がった。



トラブル事例①



緊急時の突発対応

帰宅時に交通事故に。

警察に事情聴取をされても きちんと状況が説明できず

非常に困った。

トラブル事例②



日常生活のトラブル

(近隣住民からのクレーム)

生活オリエンテーションを実施後、

1ヶ月に1回の面談で状況確認。

本人からは問題ないと聞いていたが近隣の方からゴミの出し方でクレームが。

不法就労助長罪について (在留資格等不正取得〈助長〉罪)

- 在留資格が無い、若しくは在留期限を過ぎた外国人を採用して報酬を受ける活 動を行わせた場合
- 採用した外国人にその在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を行 わせた場合
- その他、偽りその他不正の手段により
 - **⑦上陸許可を受けて上陸した者**

 - イ在留資格の変更許可を受けた者 ウ在留期間の更新許可を受けた者
 - 三永住許可を受けた者 等
- 営利目的で不正取得を容易にした者



(出入国管理及び難民認定法・第七十三条の二) 【不法就労助長罪】 罰金に処され、又は これを併科されるという事態も考えられる。

海外人材活用時の様々な障害

外国人という理由で不動産会社に契約を断られてしまった。 電気ガス水道、インターネットなど物件ごとに契約、管理、 支払い対応をするのは手がかかる。

日本語教育といっても何をしたらいいかわからない。

社宅の衛生状況や日常の様子が気になるが 頻繁には確認にいけない。

長く安定して外国人に仕事をしてもらうためにも、企業にも、働く外国人にもサポートが必要です。



受入企業

生活サポート

登録支援機関







言語サポート



次回Webセミナー開催日程

5月19日(水)14:00~15:15

【先着30名限定!2021年の採用難はこれで解決!】

『特定技能』活用事例に学ぶ新たな雇用

6月9日(水)14:00~15:15

【高度人材採用&活用セミナー】